



会津美里町創業関係支援事業【会津美里町創業等支援補助金】

募集期間

随時

目的

産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るため、新たに町内で創業又は事業承継しようとする者に対し創業等に要する経費の一部を補助します。

支援内容

▼補助率・補助限度額

国、県その他の期間で操業、企業に関する補助事業に採択された者
1/6以内 創業の場合 50万円 事業継承の場合 100万円

上記以外の者
1/2以内 150万円

対象者の詳細

▼対象者

町税等を完納している者

町内に事業所等を設け、創業等を行う者

個人にあっては住所を問いません。法人にあっては、町内に本店を有する事業者であってその代表となる者

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明を受けている者、又は受ける予定である者 ※1

過去にこの要綱に基づく補助金又は国、県その他の機関及び町から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない者

補助金の交付完了後も持続的に事業を営むことが可能である者

対象地域



お問い合わせ

産業振興課 商工観光係

場所：本庁舎

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

電話番号：0242-55-1191

ファクス番号：0242-55-1199



芦屋市活力あるまちなか商店街づくり促進事業補助金

募集期間

随時（年度単位）

目的

商店街・小売市場の空店舗を活用して魅力ある個店の新規出店や、商店街のコミュニティ機能の向上を図る事業により商店街・小売市場の活性化を図ろうとする際に、立ち上げに要する店舗等賃借料等を助成します。「公益財団法人ひょうご産業活性化センター」の商店街新規出店・開業等支援事業助成金」を受ける事業が対象です。

支援内容

▼交付対象事業

■新規出店・開業支援事業

魅力ある店舗の新規出店・開業促進，商店街のコミュニティ機能の強化を図る事業

■商店街空き店舗再生支援事業

商店街又は商工会が空き店舗を借り上げ，商店街に必要な業種等の魅力ある出店者の誘致を図る事業

■商店街事業承継支援事業

商店街が策定し，兵庫県の認定を受けた商店街活性化プランに基づき，事業承継支援の対象とした店舗への新規出店を促進する事業

支援規模

▼補助率 事業により 1/3 or 1/2 or 1/4 or 2/3 or 1/6 or 10/10

▼補助限度額 17.5万円～400万円

対象者の詳細

▼交付対象事業者

■新規出店・開業支援事業

新規出店事業 ……開業希望者

地域交流促進等施設設置・運営事業 ……①商店街 ②芦屋市商工会

■商店街空き店舗再生支援事業 ……①商店街 ②芦屋市商工会

■商店街事業承継支援事業 ……認定を受けた商店街活性化プランに基づき，センター(※1)が事業承継支援した開業希望

※1) センター：公益財団法人ひょうご産業活性化センター

対象地域



お問い合わせ

市民生活部地域経済振興課商工観光・農林係

電話番号：0797-38-2033

ファクス番号：0797-38-2176

<お問合せフォーム>

<https://www.iqform.jp/okomari/pc/enquete/5acd75dcd8ff0/>



令和3年度 事業承継・M&A支援事業助成金

募集期間

2022年2月10日まで

目的

事業承継を円滑に進めるためには、相当な準備期間と自社の状況に応じた適切で着実な取組が必要です。そこで、市内中小企業が後継者問題等の課題を解決するために専門事業者に支払う費用の一部を助成します。

支援内容

▼補助対象事業

令和4年2月28日までに事業が完了する経費で、事業の開始前（契約締結前）に申請した以下の事業とします。

- (1) 事業承継の戦略策定 初期診断
課題分析・コンサルティング
事業承継計画の作成
企業価値の算出
- (2) M & Aの仲介委託等
仲介・マッチングの登録
仲介委託契約等
※成功報酬は対象外

▼助成対象経費

事業承継等を目的として専門事業者（税理士事務所、会計事務所、コンサルティング会社、M & A 仲介業者等）に対して支払う、上記(1)～(2)の事業の実施に要する経費とします。（令和4年2月28日までに支払が完了するもの）

ただし、国内消費税、顧問料等、官公庁等の手続及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用や、過去及び当該年度において、同一案件で同種の助成を受けている場合は対象となりません。

また、M & A等の成立時に支払う成功報酬に係る費用等は対象外です。

※必ず事業開始前(事業に着手する前)に申請してください。予算の上限に達した時点で受付を終了します。

支援規模

補助率：1/2

限度額：40万円

対象者の詳細

市内に本社を置き、自社の事業承継またはM & A（譲渡・売却側）を実施しようとする中小企業

対象地域



お問い合わせ

IDEC横浜 経営支援部 経営支援担当
〒231-0021 横浜市中区日本大通1-1
電話：045-225-3714
Eメール：keiei@idec.or.jp



真岡市事業承継者支援補助金（事業承継者向け）

募集期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

目的

市内に本店等を有し10年以上継続していた事業を引継ぎ3年以内の、新商品・新サービスの開発又は展示会等の出展を行う中小企業者の方へ向けた補助金です。

支援内容

▼事業期間

令和2年4月～7年3月（5年間）

▼対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

※汎用性があり目的外使用になり得るものを除く

支援規模

▼補助金額

対象経費の1/2 限度額30万円 ※1事業者1回のみ

対象者の詳細

市内に本店等を有し10年以上継続していた事業を引継ぎ3年以内の中小企業者で、新商品・新サービスの開発又は展示会等の出展を行う者

■主な交付要件

- ・中小企業信用保険法第2条に定める業種であること
- ・申請する事業に専念し、直接従事していること
- ・市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること
- ・交付決定を受けた際に氏名及び事業計画の公表を承諾できること

対象地域



お問い合わせ

産業部 商工観光課 商工業係

〒321-4395

真岡市荒町5191番地 本庁舎4階

電話番号：0285-83-8134

ファックス番号：0285-83-0199

<お問合せフォーム>

https://www.city.moka.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/78?page_no=5526



真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金（創業者向け）

募集期間

2018年4月1日から2023年3月31日まで

目的

市内で創業又は事業承継後3年以内の、新製品開発・販路開拓を行う中小企業者の方へ向けた補助金です。

支援内容

▼事業期間

平成30年4月～令和5年3月（5年間）

▼対象経費

■新製品開発

- (1)大学及び研究機関等との共同開発に係る経費（負担金）
- (2)原材料及び副資材の購入に係る経費（原材料費）
- (3)設備及び機械装置の購入並びにリースに係る経費（工事請負費、備品購入費、使用料及び賃借料）
- (4)工具器具の購入に係る経費（消耗品費及び備品購入費）
- (5)外注加工及びデザイン開発に係る経費（委託料）
- (6)その他市長が特に必要と認める経費

■販路開拓

- (1)見本市・展示会の会場に係る経費(委託料、使用料及び賃借料)
- (2)出品物の輸送に係る経費（通信運搬費）
- (3)その他市長が特に必要と認める経費

支援規模

▼補助金額

対象経費の1/2 限度額30万円 ※1事業者1回のみ

対象者の詳細

市内において操業又は事務所等の設置から3年以内の中小企業者で、新製品開発や販路開拓を行う者

■主な交付要件

- ・中小企業基本法第2条に定める業種であること
- ・申請する事業に専念し、直接従事していること

対象地域



お問い合わせ

産業部 商工観光課 商工業係

〒321-4395

真岡市荒町5191番地 本庁舎4階

電話番号：0285-83-8134

ファックス番号：0285-83-0199

<お問合せフォーム>

https://www.city.moka.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/78?page_no=5526



妙高市がんばる企業応援補助金

募集期間

2021年4月1日から2022年2月28日まで

目的

販路開拓や海外需要の取込など、中小企業の皆様の新たな取組を妙高市が支援する補助金です。

支援内容

▼対象事業

[種別 想定される取組内容]

- 1 販路開拓 販促PR、展示会出展、買い物弱者支援等
新規事業展開 新商品開発、品質向上、新サービス提供等
 - 2 業務の効率化・生産性の向上 設備投資、業務改善、IT活用等
人材育成・人材確保 職員研修、職員採用、後継者育成、事業承継等
 - 3 海外需要の取込 インバウンド対応、外国人の受入環境づくり等
 - 4 働き方改革の制度化 フレックスタイム制導入、勤怠管理ソフトウェア導入等
- ※1～4の各事業1回の利用可。同一年度内の利用は1回まで

支援規模

▼補助対象の経費

「対象事業」に必要な経費のうち、要綱「別表第2」に定めるもの

補助率:2分の1以内

補助金上限額:30万円

対象者の詳細

- ・妙高市内で中小企業を営むかた（法人、個人事業主ともに可）※
 - ・妙高市内で創業するかた（法人を設立するかた、個人事業主ともに可）※
 - ・新井商工会議所、妙高高原商工会、妙高商工会の会員であるかた（または速やかに会員となるかた）
 - ・市税を滞納していないかた
- ※個人事業主のかたは、住所地も妙高市内のかた

対象地域



お問い合わせ

妙高市観光商工課商工振興グループ（妙高市栄町5番1号 妙高市役所2階）

電話 0255-74-0019

FAX 0255-73-8206

E-mail kankoshoko@city.myoko.niigata.jp



石川県

七尾市事業承継推進補助金【事業承継促進型補助金】 【事業承継完了型奨励金】

募集期間

随時

目的

七尾市内の中小企業者等で事業承継を行う者に対して、事業承継に要する経費を30万円を上限とし、支援します。また、事業承継が完了したとき、100万円の奨励金を交付します。

支援内容

▼補助金額

補助対象経費の2分の1以内（上限30万円）

（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする）

▼奨励金額

「補助金交付決定兼確定通知書」の通知を受けた日から3年以内に事業承継が完了したとき、100万円の奨励金を交付する。

対象者の詳細

▼対象者（次の全てを満たす者）

中小企業を営む者であること。

中小企業を営む者の3親等以内の血族及び姻族以外に事業を承継させる者であること。

市税を滞納していないこと。（法人の場合は団体及び代表者、個人の場合は世帯全員）

風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

対象地域



七尾市

お問い合わせ

所属課室：産業部産業振興課

〒926-8611石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

電話番号：0767-53-8565

ファクス番号：0767-52-2812



令和3年度 伝統工芸後継者育成支援事業補助金

募集期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目的

伝統工芸産業の後継者育成に取り組む事業者等の支援を行います。

支援内容

▼対象事業

伝統工芸産業を営む事業者等が、後継者を雇用し、事業継承又は市内での独立に必要な技術等の指導を行う事業

▼対象業種

次のいずれかに該当する工芸品を製造する市内産業

- ①国が指定した伝統的工芸品
- ②新潟県・長岡市のいずれかが指定した無形文化財工芸技術に該当する工芸品
- ③新潟県・長岡市のいずれかが指定した有形文化財工芸品に密接に関連する工芸品
【対象：長岡仏壇、越後与板打刃物、小国和紙、寺泊曲物、脇野町鋸】

▼交付条件

下記条件を全て満たすこと。

- ・事業者は、市内で上記対象業種を営む事業者又は伝統的工芸品産地組合（長岡地域仏壇協同組合、越後与板打刃物組合）
- ・後継者は、市内居住の40歳未満の者で、上記事業者の下で技術等の習得に取り組み、将来的に事業承継または市内で独立を目指す者

<注意>

- ※直系卑属は後継者の対象外
- ※後継者が既に就業している場合は、就業後2年未満の者に限る
- ※社会保険（雇用保険、労災保険）へ加入していること
- ※本補助金の活用により育成している後継者が2名以下であること。

▼対象経費

事業者等が後継者に支払う給与

支援規模

▼補助額

後継者1人当たり月額15万円（年間180万円）を上限

※原則5年間で4～5年目は月額10万円（年間120万円）を上限

対象者の詳細

市内で上記対象業種を営む事業者又は伝統的工芸品産地組合（長岡地域仏壇協同組合、越後与板打刃物組合）

対象地域



お問い合わせ

産業支援課

TEL：0258-39-2222 FAX：0258-36-7385

メール：shoko@city.nagaoka.lg.jp



(令和3年度) BCP・事業承継補助金（事業継続・事業承継計画策定推進補助金）

募集期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目的

災害時等の事業継続計画や事業承継計画策定経費の一部を補助し、事業継続力強化を促進します。

支援内容

▼補助対象事業

【BCP型】

BCP（事業継続計画）、事業継続力強化計画の策定

<補助対象経費>

- 税理士や金融機関等の支援機関への業務委託料等
- BCP等策定に関する研修の受講料、又は研修を実施する際の講師謝金等
- その他の補助対象事業に関連する経費

<補助率>2/3

<上限額>10万円

【事業承継型】

事業承継計画策定、企業価値の算出等

<補助対象経費>

- 税理士や金融機関等の支援機関への業務委託料等
- 事業承継に関する研修の受講料、又は研修を実施する際の講師謝金等
- その他の補助対象事業に関連する経費

<補助率>3/4

<上限額>10万円

【事業承継型の特例】

特例承継計画の策定

<補助対象経費>

- 税理士や金融機関等の支援機関への業務委託料等
- 事業承継に関する研修の受講料、又は研修を実施する際の講師謝金等
- その他の補助対象事業に関連する経費

<補助率>3/4

<上限額>30万円

【事業承継型の特例】

M&Aによる引継ぎ（買収側を除く）

<補助対象経費>

- 支援機関との契約に基づきマッチングを行う際に発生する費用
- M&A成立時にかかる仲介手数料
- その他の補助対象事業に関連する経費

<補助率>3/4

<上限額>30万円

対象者の詳細

市内に主たる事業所を有し、申請時に同一事業を1年以上営む中小企業者

※長岡市が定める地域企業基本条例（令和2年4月1日制定）に掲げる地域企業である会社又は個人。ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は含まれません。また、長岡市事業継続・事業承継計画策定推進補助金交付要綱に定める業種（農林漁業、金融・保険業の一部、宗教法人など）も補助対象となりません。

対象地域



お問い合わせ

産業支援課

TEL : 0258-39-2222 FAX : 0258-36-7385

メール : [syogyo@city.nagaoka.lg.jp](mailto:syougyo@city.nagaoka.lg.jp)



令和3年度事業承継・M&A促進化事業助成金

募集期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目的

北九州市では、市内の中小企業が持つ優れた技術や経営資源を将来にわたって継続させ、雇用の場の確保などを図っていくことを目的に、事業承継に向けた計画の策定やM&Aに着手する際に必要な初期費用など、専門事業者に委託して行う具体的な取組みに要する経費の一部を助成します。

支援内容

▼対象事業

事業承継を目的に、税理士事務所、法律事務所、コンサルティング会社、金融機関など、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び経験を有する専門事業者に委託して行う事業のうち、以下に掲げるもの。

- (1) 事業承継計画の策定等（親族内、従業員等承継）
- (2) M&Aの仲介委託等（第三者承継）（注）買い手側によるものは対象外

▼交付要件

- (1) 交付決定日からその年度末までに終了（精算を含む）する事業であること。
- (2) 国及び関係団体などから同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。
- (3) 助成金の交付は、年度を問わず1事業者につき1回までとする。

▼対象経費

【対象経費】

〔事業区分 経費区分〕

- 事業承継計画の策定等・課題分析（見える化）や経営改善（磨き上げ）等のコンサルティング委託料
 - ・株価など企業価値の算定委託料
 - ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料
 - ・事業承継計画の策定委託料 など
 - M&Aの仲介委託等
 - ・仲介委託料、マッチング登録料、着手金 など
- (注) 対象経費に係る以下の経費は除く。
- (1) 消費税・振込手数料。
 - (2) 専門事業者に対する顧問料等。
 - (3) 官公庁等の手続き及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る経費。
 - (4) M&Aの成立時に支払う成功報酬に係る費用。

支援規模

【助成金額】

対象経費の2分の1、上限50万円（千円未満の端数切捨て）

対象者の詳細

中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者のうち、以下の全ての要件を満たすもの。

- (1) 北九州市内に本社及び事業所を有すること。
- (2) 事業承継を行うにあたり、引き続き市内で事業を営む者であること。
- (3) 株式会社の場合にあつては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
- (4) 北九州市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 風俗営業等に該当する事業を行う者でないこと。
- (7) その他補助金を交付することが不適当と認める者でないこと。

対象地域



お問い合わせ

産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階
電話：093-873-1433 FAX：093-873-1434
予備電話：093-873-1510
<お問合せフォーム>

<https://ssl.city.kitakyushu.lg.jp/cgi-bin/inquire/inquire.cgi>



小規模企業事業承継支援補助金

募集期間

申込締切：申し込み額が予算額に達した時点で受付締め切り

目的

区内小規模企業者の円滑な事業承継を支援するため、経営基盤を強化するための設備更新等に要する経費の一部を区が助成します。

支援内容

▼対象事業

事業を承継するために不可欠な次の設備の更新等

法廷耐用年数をおおむね過ぎた設備の買替え

設備の大規模修繕

経営革新のための新たな設備購入

対象設備 事業の経営基盤強化又は経営革新に必要な50万円以上の機械・装置等で区内の自社内に設置される設備（事務機器、通信機器、家具等は含みません。）

支援規模

▼補助金額

上限300万円（補助率1/2）

対象者の詳細

▼補助対象者

区内で20年以上同一の事業を営み、おおむね3年以内に事業承継を予定している下表業種の小規模事業者（従業員数20人（卸売・小売業、サービス業は5人）以下の企業）

E：製造業

全ての業種

I：卸売・小売業

61 無店舗小売業を除く全ての業種

M：飲食サービス業

全ての業種

N：生活関連サービス業

78 洗濯・理容・美容・浴場業

79 その他の生活関連サービス業

※日本標準産業分類（平成25年10月改訂）に定める業種

対象地域



お問い合わせ

産業振興課経営相談担当

03-3578-2562



境港市事業承継支援補助金

募集期間

随時

目的

後継者不在の市内中小企業者が、自社の第三者承継先を探すため、専門事業者と契約し、必要な支援を受ける際に生じる初期費用の一部を助成します。

支援内容

▼対象事業

後継者不在の対象事業者が、自らの事業に関する第三者承継先を探すため、専門事業者と契約を締結し、必要な支援を受ける事業

▼対象経費

対象事業の実施に際し、専門事業者に支払う着手金、手付金その他の初期費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）ただし、成功報酬は対象外です。

支援規模

▼補助率

対象経費の1/2（上限額：50万円）

対象者の詳細

▼対象事業者

次の（1）～（6）をすべて満たす中小企業者

- （1）境港市内に本店を有する（個人の場合は境港市内に住民登録があり、本店となる有人の事業所を有する）者であること。
- （2）境港市税の滞納がないこと。
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種を営む者でないこと。
- （4）役員等（会社にあつては非常勤を含む役員、個人にあつては当該個人）が、境港市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、またはこれらの利益につながる活動を行い、もしくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- （5）事業承継後、3年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
- （6）（1）～（5）のほか、補助金を交付することが不適当と認める者でないこと。

対象地域



お問い合わせ

水産商工課 商工振興係

電話 0859-47-1056

メール suisan@city.sakaiminato.lg.jp



大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業補助金【事業承継支援事業補助金】

募集期間

随時 ※ただし、予算の執行状況により、年度途中で受付を終了する場合があります。

目的

大洲市では、経営改善や規模拡大などを旨とする市内の中小企業者・小規模事業者や、市内で新たに創業を目指す方々を応援するため、補助金を交付しています。

支援内容

事業承継をお考えの方へ

【対象事業】

後継者への事業の承継

【対象経費】

申請書類作成費、工事費、備品費、処分費、選定費、資格取得費、研修費、委託料、広報費

支援規模

▼補助金の上限・補助率

50万円 2分の1

対象者の詳細

▼補助対象者

・大洲市内に本社または本店を有する中小企業者・小規模事業者のみなさま

・大洲市内で創業、事業承継をお考えのみなさま

※創業支援事業の対象者は、この創業時に事業を営んでいなかった者または年度内に創業した者であって、創業にあたり、大洲市創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業により「支援を受けたことの証明書」の発行を受けた者

対象地域



お問い合わせ

大洲市産業経済部 商工産業課 商工振興係
〒790-0012 大洲市大洲690番地の1
電話番号：0893-24-1722
Fax：0893-24-1736
受付時間：8時30分～17時15分（土日祝は除く）



厚木市事業承継支援事業補助金

募集期間

随時

目的

市内中小企業者又は小規模企業者における事業承継の早期着手を促進し、円滑な承継を図るために、事業承継に係る費用の一部を補助します。

支援内容

▼補助対象事業

補助対象事業は、補助対象者が実施する事業承継及びM&Aに係る事業であり、補助の対象となる経費は、補助金を申請しようとする年度の2月末日までに完了する補助対象事業で、補助対象者が専門事業者に支払った次に掲げる費用とします。

ただし、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額等を控除した額を補助対象経費とします。

1. 初期診断料
2. コンサルティング料
3. 企業価値及び譲渡価格の算出に要する費用等
4. 事業承継計画の作成に要する費用等
5. 仲介・マッチング登録に要する費用等

なお、次に掲げる経費は、補助の対象になりません。

- ・専門事業者に対する顧問料等
- ・個別具体的な案件に関する訴訟又はトラブル対応に係る費用及びM&Aの成立時に専門事業者に支払う成功報酬に係る費用

支援規模

補助率：2分の1以内

上限額：50万円

対象者の詳細

補助金の交付を受けることができる者は、中小企業者又は小規模企業者であって、次のいずれの要件も満たす者とします。

1. 法人にあっては市内に本店を置き1年以上継続して事業を営み、個人にあっては市内に事業所を置き市内に1年以上住所を有すること
2. 市税を完納していること
3. 後継者及び譲渡先の企業が引き続き市内で事業を営むこと
4. M&Aの場合は、譲渡側であること
5. 補助対象者と譲渡先の代表者が同一人物でないこと

対象地域



お問い合わせ

産業振興部 産業振興課 産業振興・企業誘致係

〒243-8511

厚木市中町3-17-17(市役所第二庁舎8階)

電話番号：046-225-2830

ファックス番号：046-223-7875

その他の 機関	事業承継特別保証
------------	----------

募集期間	随時
------	----

目的

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

支援内容

経営者保証が不要であり、また経営者保証ありの既存の借入金についても借換により経営者保証を不要にすることが可能な保証制度です。さらに、経営者保証コーディネーター（※）による確認を受けた場合には、保証料率が大幅に軽減されます。
※経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（事業承継ネットワーク地域事務局等）が雇用する専門家です。

支援規模

▼資金使途

事業資金

既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能

（ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）

対象者の詳細

▼対象者

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

- (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。
- (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。

①資産超過であること

②EBITDA有利子負債倍率（注）が10倍以内であること

（注）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

お問い合わせ

詳しくは、お近くの信用保証協会または金融機関へお問い合わせください。



中頓別町商工業振興支援

募集期間

随時

目的

町内商工業事業者の事業拡大や施設等の整備改修への助成、後継者の事業承継を支援します。

支援内容

1. 中頓別町商工業振興支援条例

(1) 事業拡大等への支援

- ① 事業所・店舗の新築、事業の拡大や新規事業
 - ・ 事業費の1/2以内（限度額700万円）
 - ※上記事業で新規雇用を創出する場合は限度額を300万円上げます。
- ② 事業計画作成に係る費用
 - ・ 事業費の2/3以内（限度額70万円）

(2) 施設等の改修に対する支援

- ① 施設設備の改修
 - 事業費が100万円以上の場合 事業費の1/2以内（限度額200万円）
 - 事業費が30万円以上100万円未満の場合 事業費の1/3以内の額

(3) 事業所等の譲渡に対する支援

- ① 第三者へ店舗、事業所の継承する方への改修費用
 - ・ 事業費の2/3以内（限度額300万円）
 - ② 第三者へ店舗、事業所等を譲渡した方
 - ・ 補助金額 100万円
 - ③ 第三者へ店舗、事業所等を賃貸する方
 - ・ 補助金額 月額3万円（限度額100万円）
- (4) 事業を継承した後継者への支援（継承前2年から継承後5年までの方）
- ① 中頓別町中小企業融資資金の借入れ上限額を引上げ
 - ・ 設備資金分 300万円引上げ
 - ② 設備改修費に係る補助金限度額を引上げ
 - ・ 条例第4条第3号の限度額（200万円）を1/2引上げ300万円に
 - ③ 上記の①、②の支援を受けない方
 - ・ 100万円

2. 中頓別町中小企業振興資金融資条例

対象：町内中小企業

内容：運転資金及び設備資金に対する資金貸付

- ・ 貸付上限 700万円
 - ・ 貸付期間 36月（設備資金は84月）
 - ・ 設備資金への利子補給（利子額の3/4で年利3%以内）
- ※木材工業は運転資金3,000万円以内、貸付期間42月以内

3. 中頓別町商工業継承者支援条例

対象：事業継承者（第三者継承含む）

内容：町内商店や事業所の事業継承を行なう者への支援

- ① 固定資産税相当額の助成
 - ・ 固定資産税相当額を3年間助成
- ② 設備更新等に対する補助
 - ・ 投資額の1/2（限度額1,000万円）
- ③ 雇用奨励金
 - ・ 継続雇用者数×24万円/年×3年

対象者の詳細

既存の商工業事業者、後継者、事業継承者（第三者継承含む）

対象地域



お問い合わせ

中頓別町 商工・農林業

〒098-5595 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6

TEL : (01634)-6-1111(代) FAX : (01634)-6-1155



商工業活性化事業やる気応援補助金（経営基盤強化・事業承継・起業化・商店街活性化・人材育成）《三笠市》

募集期間

随時

目的

三笠市内で起業すると最大で250万円の助成があります！空き地・空き店舗を活用した事業の場合、さらに最大100万円の助成！

その他、事業承継や販路開拓、新商品開発、広告宣伝など起業後の事業支援メニューもご用意しています。助成制度のご紹介や空き地・空き店舗情報のご提供など商工会と連携し、起業を目指す皆様を様々な面で強力にバックアップいたします。

支援内容

■経営基盤強化

<事業名>

- 経営施設拡張等助成
- 新商品・新サービスの開発助成
- 販路開拓助成

<補助率>1/2~1/5

<補助条件>事業により投資額20万円~100万円以上

<補助限度額>20万円~100万円

■事業承継

<事業名>

- 事業承継交流助成
- 研修期間支援指導助成
- 承継事業用施設等取得賃貸助成

<補助率>1/2、定額

<補助条件>事業承継交流助成：宿泊費は市内での宿泊のみ対象。

<補助限度額>事業により50万円~300万円

■起業化

<事業名>

- 起業化促進助成

<補助率>1/2

<補助条件>建物・土地取得費は補助対象経費から除く

<補助限度額>250万円

■商店街活性化

<事業名>

- 空き地空き店舗活用助成
- イベント開催支援助成
- 広告宣伝費支援助成

<補助率>1/2 or 1/3

<補助条件>

空き地空き店舗活用助成：賃料に対する補助は、交付決定を受けた日の属する月の翌月から3年以内とする。

イベント開催支援助成：事業費15万円以上

広告宣伝費支援助成：新たな事業展開などの周知に限る

<補助限度額>10万円~100万円

■人材育成

<事業名>

- 研修費等支援助成

<補助率>2/3以内

<補助限度額>10万円

対象者の詳細

市内で業を営む者、事業承継者

対象地域



お問い合わせ

三笠市経済建設部商工観光課商工観光係
電話:01267-2-3997 FAX:01267-2-7880
E-mail:kankou@city.mikasa.hokkaido.jp



新見市創業・事業承継支援事業補助金

募集期間

随時

目的

市内での地域産業の振興または地域課題の解決に資する事業として、雇用が創出、継続または拡大すると見込まれる創業（第二創業を含む。）・事業承継を行う人または法人に対し、事業開始時に必要となる費用の一部を補助します。最大補助金額100万円。申請には、新見商工会議所又は阿哲商工会の支援を受けた事業計画が必要です。

支援内容

<補助対象経費>

- ・創業などに必要な官公庁への申請書類作成などに係る経費
- ・店舗等借入費
- ・設備費
- ・原材料費
- ・広報費（自己、自社で行う広報に係る費用に限る。）
- ・在庫処分費（自己、自社所有物に限る。）
- ・処分費（自己所有物に限る。）
- ・原状回復費および修繕費（借用物に限る。）
- ・委託費

【いずれの経費も、消費税および地方消費税並びに振込手数料などは対象外です。】

支援規模

<補助金額>

上限 100万円

<補助率>

- 創業
 - (1) 市内創業事業（補助率1/2）
 - (2) 移住創業事業（補助率2/3） ※市内に住所を移し、1年以内の補助事業者が実施する事業
- 第二創業（補助率2/3）
- 事業承継
 - (1) 先代経営者の3親等以内の親族が事業を承継する場合（市内：補助率1/2、 移住：補助率2/3）
 - (2) (1)以外の人が行う場合（従業員・M&Aなど）（補助率2/3）

対象者の詳細

<対象者>

補助事業の完了までに本市の住民になる60歳未満の人、または補助事業の完了までに市内に事務所または事業所を有する見込みのある法人が対象となります。ただし、

- 1 国・県またはこれらの外郭団体などから、同様の事業について補助金などの交付を受けている場合
- 2 交付申請日において、他の法人の代表および役員の職にある人（第二創業及び事業承継の場合を除く。）
- 3 フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を創業などする場合
- 4 税金の滞納がある人
などは補助対象者になりません。

<補助金対象外業種>

下記の業種については、補助金の対象外とします。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 金融業・保険業
- (4) 医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所および歯科診療所
- (5) 以下のサービス業など
 1. 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律により規制の対象となる風俗営業・性風俗関連特殊営業
 2. 競輪・競馬などの競走場、競技団
 3. 芸ぎ業
 4. 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬など予想業
 5. 興信所
 6. 集金業、取立業
 7. 易断所、観相業
 8. 宗教
 9. 政治・経済・文化団体

対象地域



お問い合わせ

産業部 商工観光課 商工労政係

電話 0867-72-6137 ファクス 0867-72-6181



令和3年度M&A促進奨励金事業

募集期間

2021年7月27日から2022年3月31日まで

目的

県では、後継者不在企業のM&A（企業の合併・買収）による事業承継を促進するため、士業等専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士・バトンズパートナープログラム会員）の方を対象として、インターネットプラットフォームに売り手企業を登録し、さらに成約に至った場合について、奨励金を支給する事業を創設いたします。

支援内容

▼支給金額・支援内容

①案件登録奨励金 100,000円

自社の譲渡を希望する中小企業者（※1）を掘り起こし、当該企業を株式会社バトンズの提供するインターネットプラットフォーム上に、譲渡案件として登録した場合（年度内に限る）

②案件マッチング奨励金 200,000円

案件登録奨励金受給後、自社の譲渡を希望する中小企業者が、株式会社バトンズの提供するインターネットプラットフォームを通じて、買い手企業を募集の上、当該企業と最終契約を締結（※2）した場合（年度内に限る）

対象者の詳細

▼支給対象者の要件

士業等専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、バトンズパートナープログラム会員）で、下記の要件等を満たす者

- ・茨城県内に事務所、事業所を有すること
- ・茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ・自社の譲渡を希望する中小企業者の承諾を受け、当該企業を、株式会社バトンズの提供するインターネットプラットフォームに譲渡案件として登録したこと
- ・茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者ではないこと
- ・代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと

対象地域



お問い合わせ

産業戦略部中小企業課経営支援室
茨城県水戸市笠原町978番6
電話番号：029-301-3560
FAX番号：029-301-3569



事業引継ぎ支援補助金《郡山市》

募集期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目的

市内の中小企業者の円滑な事業承継により経済の発展及び成長並びに雇用の維持を図るため、支援機関(福島県事業承継・引継ぎ支援センターや日本政策金融公庫、商工会議所、商工会等)の支援を受けた事業の引継ぎや支援機関の支援を受けて引き継いだ事業の販路開拓等に取り組む市内中小企業者等又は創業予定者に経費の一部を補助します。

支援内容

▼補助対象事業

次の要件を満たす第三者への事業引継ぎ（準備行為を含みます。）又は要件を満たして第三者から事業が引き継がれてから6か月以内に行われる販路開拓等です。

(1) 事業引継ぎ

- 1.雇用が継続される見込みであること
- 2.市内で1年以上営まれている事業が引き継がれ、市内で事業が継続される見込みであること
- 3.代表者が60歳以上であり、代表者の若返りが図られる見込みであること
- 4.公序良俗に反しないこと

(2) 引き継いだ事業の販路開拓等

- 1.雇用が継続されていること
- 2.市内で1年以上営まれていた事業を引き継ぎ、市内で事業を行うこと
- 3.公序良俗に反しないこと

▼補助対象経費

(1) 事業引継ぎ

事業引継ぎに係る業務（※）の委託料、専門家への謝金や旅費

※事業引継ぎに係る業務：初期診断、課題分析、コンサルティング、譲渡価格の算定、企業概要書の作成、M&A計画の策定、マッチングの登録等

(2) 引継いだ事業の販路開拓等

広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費、備品購入費、専門家への謝金や旅費

支援規模

補助率：1/2

限度額：30万円

対象者の詳細

- ・事業引継ぎを行う市内中小企業者等（※）
- ・引継いだ事業の販路開拓等に取り組む市内中小企業者等（※）又は創業予定者

※中小企業者等：中小企業基本法第2条第1項の規定による中小企業者又はその経営権を有する者

対象地域



お問い合わせ

産業観光部産業政策課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7

電話番号：024-924-2251 ファックス番号：024-925-4225



令和3年度 事業引継ぎ応援事業補助金

募集期間

2021年7月22日から2022年3月31日まで

目的

中小企業の事業承継を促し、経営資源・雇用の喪失を防ぐため、第三者承継、役員・従業員承継の際に売り手側の負担となる経費について補助を行う市町村を支援します。

支援内容

▼補助対象経費

弁護士、税理士などのマッチングコーディネーター、民間金融機関、民間M&A仲介業者等との委託契約に係る経費（成功報酬は対象外）、企業価値評価に要する経費、事業引継ぎに係る資料作成費用など

▼事業期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

支援規模

▼補助額

上限60万円（事業を実施する市町村ごとに異なります。）

▼補助率

3分の2以内（県→市町村2分の1、市町村→中小企業3分の2）

対象者の詳細

▼補助対象者

第三者承継（M&A）、役員・従業員承継を実施する売り手側の中小企業

対象地域



お問い合わせ

商工観光労働部商工政策課経営金融支援室経営金融支援担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7097

ファクス：0985-26-7337

メールアドレス：keieikinyushien@pref.miyazaki.lg.jp



地域おこし協力隊の起業・事業継承を支援します

募集期間

随時

目的

能登町では、地域おこし協力隊の定住を支援し、町の活性化を図るため、起業又は事業承継に要する経費を補助します。

支援内容

対象となる事業は次の要件を満たすものとします。

- (1) 町内で起業・事業承継すること。
- (2) 事業内容が、町の活性化に資するものであること。

支援規模

起業又は事業承継に要する経費のうち補助対象となる経費の10分の10以内とし、100万円を上限に予算の範囲内で補助を行います。

対象者の詳細

地域おこし協力隊員として2年以上の活動実績を有し、過去にこの補助金の交付を受けていない者であって、次のいずれにも該当する方とします。

- (1) 隊員の任期終了の日から起算して前1年以内の方
- (2) 隊員の任期終了の日から起算して1年以内の方

対象地域



お問い合わせ

ふるさと振興課
〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1
電話番号：0768-62-8526
FAX番号：0768-62-8507



中小企業者事業承継支援事業

募集期間

随時

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により継続が不可能となった事業を承継する事業者に、承継に係る経費の一部を支援することで、事業者の減少を防ぐとともに、雇用及び売上を確保することで、市内経済の安定化を図るため、事業承継に係る経費の一部を補助します。

支援内容

▼対象経費

事業承継のために必要な建物改修工事費、設備工事費、備品購入費、名義変更及び企業評価等に係る事務経費等

支援規模

- (1) 補助率：2分の1
- (2) 補助限度額：200万円

対象者の詳細

市内に住民登録がある個人又は市内に本社を有する法人で、市内にある事業所を含む事業を承継する中小企業者

対象地域



お問い合わせ

商工貿易振興課
敦賀市 中央町2丁目1番1号
電話番号：0770-22-8122
ファックス：0770-22-8184



<音更町>事業承継支援事業補助金

募集期間

2021年5月10日から2022年2月28日まで

目的

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、事業承継の課題解決などに要する費用の一部を補助します。

支援内容

▼対象経費

- ・初期診断
- ・課題分析・コンサルティング
- ・税制申請に係る経費
- ・株価など企業価値の算定
- ・事業承継計画の作成
- ・仲介・マッチングの登録
- ・仲介委託契約など
- ・その他必要と認められる経費

支援規模

▼補助金額

補助対象経費の2分の1以内で50万円を限度とする。
ただし、概算払いについては、対象経費の4分の1以内で25万円を限度とする。

対象者の詳細

▼補助対象者

町内で事業を営む中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または同条第5項に規定する小規模事業者）のうち町内に登記上の本店がある法人であって、事業承継を行おうとするもの。

▼補助要件

- 次のいずれかに該当するものは補助対象外になります。
- ・農林業者
 - ・政治・経済・宗教上の組織または団体
 - ・市町村税（国民健康保険税を除く）の滞納がある者。ただし、町長が特に認める場合を除く。
 - ・風俗に関する営業を行う者
 - ・暴力団または暴力団員など
 - ・その他町長が不相当であると認める者

対象地域



お問い合わせ

経済部商工観光課商工労政係
〒080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地
電話：0155-42-2111 内線732
ファクス：0155-42-2696



令和3年度 MA促進奨励金事業<案件マッチング奨励金>

募集期間

2022年3月31日まで

目的

後継者不在企業のMA（企業の合併・買収）による事業承継を促進するため、士業等専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士・バトンズパートナープログラム会員）の方を対象として、インターネットプラットフォームに売り手企業を登録し、さらに成約に至った場合について、奨励金を支給いたします。

支援内容

▼補助対象事業

案件登録奨励金受給後、自社の譲渡を希望する中小企業者が、株式会社バトンズの提供するインターネットプラットフォームを通じて、買い手企業を募集の上、当該企業と最終契約を締結（※2）（年度内に限る）

（※2）最終契約の定義

売り手と買い手との間の、事業の引継ぎの対象・範囲、事業の引継ぎの対価、成約価額の支払条件、事業の引継ぎの実行条件、その他事業の引継ぎに必要な事項を定めた契約を取り交わすこと。

支援規模

支給額：20万円

対象者の詳細

士業等専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、バトンズパートナープログラム会員）で、下記の要件等を満たす者

1. 茨城県内に事務所、事業所を有すること
2. 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
3. 自社の譲渡を希望する中小企業者の承諾を受け、当該企業を、株式会社バトンズの提供するインターネットプラットフォームに譲渡案件として登録したこと
4. 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者ではないこと
5. 代表者又は役員の中に暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと

対象地域



お問い合わせ

茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 事業承継担当
〒310-8555 水戸市笠原町9 7 8 番 6
TEL 029-301-3560 FAX 029-301-3569
E-mail shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp



令和3年度 MA促進奨励金事業<案件登録奨励金>

募集期間

2022年3月31日まで

目的

後継者不在企業のMA（企業の合併・買収）による事業承継を促進するため、士業等専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士・バトンズパートナープログラム会員）の方を対象として、インターネットプラットフォームに売り手企業を登録し、さらに成約に至った場合について、奨励金を支給いたします。

支援内容

▼補助対象事業

自社の譲渡を希望する中小企業者（※1）を掘り起こし、当該企業を株式会社バトンズの提供するインターネットプラットフォーム上に、譲渡案件として登録（年度内に限る）

（※1）自社の譲渡を希望する中小企業者の要件

- 「自社の譲渡を希望する中小企業者」とは、次の各号を全て満たし、県内に主たる事務所又は事業所を有する者
1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること
 2. 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
 3. 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと
 4. 個人事業者にあつては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経ていない者でないこと
 5. 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者ではないこと
 6. 代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと
 7. 後継者不在等の理由により、インターネットプラットフォームを活用して、自社を譲渡する意思があるもの
 8. 直近の事業年度において、純資産が概ね2億円以下かつ年商が概ね4千万以上3億円以下であること
 9. 「Batonz」に譲渡案件として登録の上、公開日から1年以上買い手企業を募集する意思があること
 10. インターネットプラットフォームの運営会社である株式会社バトンズが提供するサービス「Batonz」を利用する者との間の利用関係を定めた利用規約第6条（利用登録の拒否事由）に該当しないこと
 11. その他、県が適切ではないと判断する者ではないこと

支援規模

支給額：10万円

対象者の詳細

士業等専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、バトンズパートナープログラム会員）で、下記の要件等を満たす者

1. 茨城県内に事務所、事業所を有すること
2. 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
3. 自社の譲渡を希望する中小企業者の承諾を受け、当該企業を、株式会社バトンズの提供するインターネットプラットフォームに譲渡案件として登録したこと
4. 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者ではないこと
5. 代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと

対象地域



お問い合わせ

茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室 事業承継担当
〒310-8555 水戸市笠原町9 7 8 番 6
TEL 029-301-3560 FAX 029-301-3569
E-mail shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp



令和3年度事業継続支援助成金

募集期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目的

市内中小企業者を対象に、事業承継に関する取り組み及び事業継続計画（BCP）の策定に関する取り組みに係る費用の一部を当財団が助成し、円滑な事業継続への取り組みを支援します。

支援内容

▼対象事業

次の（１）、（２）のいずれかに該当する取り組みを対象とします。

（１）下記、事業承継に関するもの

- ・事業承継に向けた経営状況や課題等の把握
- ・事業承継に向けた後継者の育成
- ・事業承継に向けた課題解決や経営改善等に関する取り組み
- ・事業承継の計画の策定に関する取り組み

※本市における事業の引継ぎに限ります。

※上記以外の取り組みについてはお問い合わせください。

（２）事業継続計画（BCP）の策定に関する取り組み

▼対象経費

上記対象事業の取り組みで発生する下記の費用を対象経費とします。

- ・専門家等へのコンサルティング費用
- ・専門家派遣費用
- ・セミナー等の受講料（※BCP策定は対象外。）
- ・その他対象事業を実施するために必要な経費

※助成金の交付決定日以降に発生した経費であり、年度内に支払った経費を対象とします。

支援規模

▼補助率

上記対象経費の総額の1/2で、上限500,000円とします。

対象者の詳細

千葉市内に主たる事務所又は事業所がある中小企業者

対象地域



お問い合わせ

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階

公益財団法人千葉市産業振興財団 産業創造課

043-201-9501 受付時間9:00-17:00



事業承継支援助成金

募集期間

2021年4月5日から2022年3月31日まで

目的

中小企業の皆様の事業承継を応援します

支援内容

▼対象事業

- (1) 事業承継計画の策定委託
- (2) 企業価値の算定委託
- (3) 後継者の育成
- (4) M&Aの仲介委託等

支援規模

事業承継に係る計画策定、企業価値の算定、後継者の育成、M&Aの仲介への助成金

助成率：1/2以内

助成限度額：50万円以内

対象者の詳細

- (1) 千葉県内に本社又は事業所を有するとともに、本助成金に関して実施する現地調査等に対し、千葉県内の本社又は事業所に対応できること。
- (2) 事業承継を行うにあたり、引き続き県内で事業を営む者であること。
- (3) 支援機関から推薦を受けた者であること。

ほか

※M&Aにおける買収側の企業は対象外となります。

対象地域



お問い合わせ

公益財団法人千葉県産業振興センター 経営支援部 総合支援室
TEL 043-299-2907 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階



高知県事業承継等推進事業費補助金

募集期間

2021年4月1日から2022年1月31日まで

目的

事業承継を進めようとしている事業者の皆様を支援します。

支援内容

▼一般枠

対象者：中小企業者等

補助率：1/2

上限額：100万円

①事業承継計画策定委託

※現在の経営者から次の後継者への事業承継計画の策定に限る

対象経費：事業承継計画の策定に係る経費

初期診断委託料

コンサルティング委託料、

事業承継計画の作成委託料、企業価値の算出委託料等

②M & A 仲介委託

※3年間取り組むものを補助事業とする。3年間の内、最終合意契約前に中止した場合は補助金返還となる。

対象経費：M & Aの仲介委託に係る経費

仲介委託料

マッチングの登録手数料

着手金等

▼小規模枠

対象者：小規模事業者

補助率：2/3

上限額：30万円

①M & A 企業評価作成委託

対象経費：小規模事業者が行うM & Aの前段階の企業評価と企業概要書作成に係る経費

企業調査委託料

企業概要書作成委託料等

対象者の詳細

以下の要件の全てに該当する者とします。

※既に補助金の交付を受けた者は対象となりません。ただし、小規模枠で交付を受けた小規模事業者が一般枠で交付を受けようとする場合は、この限りではありません。

- ①県内で事業を営む中小企業者等のうち、県内に本社を置く法人及び県内に住所を有する個人事業者であること
- ②県内の事業所で常時使用する従業員がいること
- ③M & Aの場合は譲渡側であること
- ④県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと

対象地域



お問い合わせ

高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎5階）
TEL：088-823-9697
FAX：088-823-9138



令和3年度 恵那市商工振興補助金 『事業承継支援事業』 《恵那市》

募集期間

2021年4月1日から2022年3月25日まで

目的

市内の商工業を応援するための補助金制度です。事業の承継を支援します。

支援内容

▼補助対象事業

司法書士、行政書士等に依頼する官公庁関係への提出資料の作成

▼補助対象経費

謝金、外注費等

※登記に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代、その他各種証明書類取得費用は対象外経費となります。

支援規模

限度額：20万円

補助率：市内業者に発注したもの 1/2

市外業者に発注したもの 1/4

対象者の詳細

- ・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
- ・個人事業主（商工業者であること）
- ・一定の要件を満たした特定非営利活動法人（※）

※注：特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。

- （1）法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること
- （2）認定特定非営利活動法人でないこと

対象にならないもの

- ・医師、歯科医師、助産師
- ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）
- ・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）
- ・一般社団法人、公益社団法人
- ・一般財団法人、公益財団法人
- ・医療法人
- ・宗教法人
- ・学校法人
- ・農事組合法人
- ・社会福祉法人
- ・申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外）
- ・任意団体等

対象地域



お問い合わせ

恵那市商工観光部商工課

電話 0573-22-9198

Fax 0573-26-2861

恵那市長島町正家 1-1-1

Mail :business@city.ena.lg.jp



令和3年度事業承継支援事業補助金《大垣市》

募集期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目的

事業承継に取り組む際に必要な専門家へ支払う費用の一部を補助します。

支援内容

▼補助対象経費

- (1) 事業承継計画を策定するための初期診断料
 - (2) 企業の課題分析に要する費用
 - (3) 企業評価の実施に要する費用
 - (4) 企業概要書の作成に要する費用
 - (5) 事業承継計画の作成に要する費用
- ※ 消費税及び地方消費税に相当する額は除きます。

支援規模

補助率：1/2

上限額：1業者あたり50万円

対象者の詳細

西美濃3市9町（大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町及び本巣市）に主たる営業所を有する事業者（製造業者に限る）

対象地域



お問い合わせ

大垣市経済部産業振興室[6階]

TEL：0584-47-8609



出る杭を伸ばす事業者応援補助金

募集期間

2021年4月1日から2022年2月28日まで

目的

町内において新たな新商品開発・人材活用等の新事業展開、起業創業、事業継承の新たな取組に要する経費の一部を補助します。

支援内容

▼補助対象事業

1. 新事業展開型
市場調査、新商品開発、販路開拓、人材育成・活用、働き方改革、経営多角化・新展開等のために新たに行う事業
2. 起業創業型
事業を営んでいない者が新たに事業を開始、又は既に事業を営んでいる者が異業種の事業を開始するために新たに行う事業
3. 事業承継型
個人又は法人が行っていた事業を次の担い手に引き継ぐために新たに行う事業

▼補助対象経費

原材料費、外注費、人材育成費、会場整備費、保険料、謝金、旅費交通費、燃料費、賃借料、備品購入費、消耗品費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、雑務費、委託費その他町長が必要と認めるもの

※補助金交付決定日より前に支出した経費は対象外となります。

支援規模

補助率：1/2

上限額：新事業展開型：10万円
起業創業型：100万円
事業継承型：50万円

対象者の詳細

八頭町内で事業所等を有し、新事業展開、起業創業、事業継承に取り組む個人、法人、団体

対象地域



お問い合わせ

八頭町役場 商工観光室
八頭町船岡539番地（八頭町役場 船岡庁舎内）
電話：0858-72-0144 F A X：0858-73-0290



事業承継設備投資助成《品川区》

募集期間

2021年3月24日から2022年2月18日まで

目的

事業承継を契機とした設備更新および更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備導入に対する経費の一部を助成します。

支援内容

▼対象経費

- (1)事業承継を契機として老朽化による設備更新
 - (2)更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備の購入
 - (3)内装・外装工事（小売業・サービス業に限る）
- ※本助成金交付決定前に設備更新・導入実施済みでない、または支払済みでない経費

▼助成対象経費

- 1.機械および装置の購入に係る経費
- 2.器具および備品の購入に係る経費
- 3.機械および装置の輸送に係る経費(運搬費・保険費等)
- 4.機械および装置の設置に係る経費(分解・組立・校正費・整備費等)
- 5.小売業およびサービス業における内装・外装工事に伴う既存設備の一時移転に係る経費（運搬費・保険費等）
- 6.新規設備導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
- 7.その他区長が適当と認める経費

支援規模

▼助成限度額

対象経費の1/2

対象者の詳細

中小企業基本法に規定する中小事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件をすべて満たしていること。

※みなし大企業は除く

- (1)品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
 - (2)前年度の法人住民税を滞納していないこと
 - (3)品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
 - (4)事業承継を3年以内に行う見込みを有する方
もしくは事業承継してから3年を経過していない方
 - (5)本助成金申請前に品川区事業承継支援事業の専門家派遣を受けた方
- ※専門家派遣は、代表者と後継者もしくは後継者候補者のお二人で受けていただきます。

対象地域



お問い合わせ

商業・ものづくり課 中小企業支援係
〒141-0033
東京都品川区西品川1-28-3
電話番号：03-5498-6340 FAX番号：03-5498-6338



田村市中小企業・小規模事業者支援補助金

募集期間

2021年4月8日から2022年3月31日まで

目的

市内の中小企業者等による新たな事業創出の促進と、円滑な事業承継等を促進し、経営基盤の維持及び経済の活性化に役立てることを目的に、中小企業者等が行う経営革新事業及び事業承継等に要する経費の一部を補助するものです。

支援内容

▼補助対象経費

- 中小企業者等経営革新事業（経営革新計画策定に係る費用を補助します。）
 - ・謝金
 - ・旅費
 - ・研究開発事業費など
- 事業承継等促進事業（事業承継計画策定に係る経費やM & A計画策定に係る費用を補助します。）
 - ・コンサルティング料
 - ・企業概要書の策定費用など

支援規模

▼補助率及び交付金額

- ・補助率 2/3に相当する額
- ・上限50万円（補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。）

対象者の詳細

下記の条件をすべて満たしている市内の中小企業団体及び市内で事業を営む個人事業主

- (1) 中小企業等の主たる事業所または事務所が市内に所在していて、かつ、事業を1年以上営んでいること。
- (2) 中小企業者以外の者が単独で、この中小企業者の発行株式総数の2分の1以上の所有または出資総額の2分の1以上の出資をしていないこと。
- (3) 中小企業者の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が反社会的勢力関係者ではなく、かつ、この中小企業者の経営に参画等していないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) その他市長が必要と認めること。

対象地域



お問い合わせ

商工課 商工振興係
〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2
電話番号：0247-82-6677 Fax番号：0247-81-1210
<お問い合わせフォーム>
https://www.city.tamura.lg.jp/form/detail.php?sec_sec1=65&inq=02



中小企業・小規模事業者応援補助金(事業承継の課題解決に必要な経費に対する助成)

募集期間

2021年4月1日から

目的

中小企業者の事業承継計画に基づく取組みを支援します。事業計画または事業承継計画に基づく取組みに必要な経費を補助します。問合せは随時受付しています。

支援内容

事業計画または事業承継計画に基づく取組みに必要な経費を補助

<想定される活用例>

- ・新規事業の開発費
- ・新規事業の広告費
- ・研修受講費

支援規模

<補助額>

原則上限562千円

<補助率>

3/4

対象者の詳細

<対象者>

今後5年以内に事業承継をしようとしており、福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関から事業承継計画に関する支援(※)を受けた中小企業・小規模事業者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比15%以上減少した者

※申込受付期間に支援を受けた場合も対象となります。

対象地域



お問い合わせ

補助金に関すること

福岡県商工部中小企業振興課 経営支援係

TEL： 092-643-3425

事業承継計画の策定支援等を受けたい場合

福岡県事業承継支援ネットワーク事務局

TEL： 092-409-0022



事業承継補助金

募集期間

2021年4月7日から2022年3月31日まで

目的

代表者が60歳以上の法人が従業員や第三者に事業承継をする場合、必要な費用の一部を補助します。

また、事業を承継する従業員がAターン者の場合は、補助率を引き上げます。

※応募（事業承継計画書の提出）後に事業承継を行う必要があります（M&Aの場合は仲介契約）。また、交付決定通知の前に着手した事業は補助対象外となります。

支援内容

▼事業区分

○従業員事業承継支援事業

本市において、従業員へ事業承継する者に対して、必要な経費の一部を補助

○Aターン従業員事業承継支援事業

本市において、県外から本市に転居した従業員へ事業承継する者に対して、必要な経費の一部を補助

○第三者事業承継支援事業

本市において、第三者へ事業承継する者に対して、必要な経費の一部を補助

▼補助対象経費・補助金額

○従業員事業承継支援事業

- ・初期診断経費
- ・課題分析、コンサルティング費用
- ・事業承継計画の作成経費
- ・企業価値診断の算出経費
- ・その他、市長が必要と認める経費

…対象事業費の2分の1 限度額50万円

○Aターン従業員事業承継支援事業

従業員事業承継支援事業と同様

…対象事業費の2分の1 限度額100万円

○第三者事業承継支援事業

仲介、マッチングの登録、着手経費、その他、市長が必要と認める経費

…対象事業費の2分の1 限度額50万円

▼各事業の要件

○従業員事業承継支援事業

本市において、従業員へ事業承継をしようとする中小企業者であって、事業を承継しようとする従業員が、次の要件のすべてに該当するもの

- 1.法人の代表者と3親等以内の者ではないこと
- 2.年齢が代表者より若いこと

○Aターン従業員事業承継支援事業

本市において、県外から本市に住居登録する従業員へ事業承継をしようとする中小企業者であって、事業を承継しようとする従業員が、次の要件のすべてに該当するもの

- 1.法人の代表者と3親等以内の者ではないこと
- 2.年齢が代表者より若いこと
- 3.本市に転居しようとする者または応募日が本市に転居した日から起算して36か月以内の者であること

○第三者事業承継支援事業

本市において、第三者に対して事業承継をしようとする中小企業者であって、第三者事業承継の売り手側であること

対象者の詳細

▼補助金交付対象者

次の要件のすべてに該当する法人であること

- 1.事業承継が確実であること
- 2.事業の継続性および成長性が認められること
- 3.秋田県事業承継・引き継ぎ支援センターから支援などを受けていること
- 4.市税に滞納がないこと
- 5.商業登記簿上の本店が、1年以上市内にあること
- 6.法人の代表者が、申込み時点で60歳以上であること
- 7.過去に本事業および他機関による同様の事業を利用していないこと
- 8.秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと

対象地域



お問い合わせ

秋田市産業振興部 商工貿易振興課
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
電話：018-888-5726 ファクス：018-888-5727
商工振興担当 電話：018-888-5728
創業支援担当 電話：018-888-5729
貿易振興担当 電話：018-888-5730



伊豆の国市創業等支援事業費補助金

募集期間

2021年4月5日から

目的

伊豆の国市では、市内での起業を予定している個人の方に対し、創業支援事業計画に基づき支援を行います。

支援内容

▼補助対象の経費

- ・事業の用に供する土地、建物の購入費
- ・事業所の増改築や改修に要する経費
- ・設備又は備品の購入費
- ・広告宣伝費
- ・法人設立時の登記に要する経費

▼条件を設けるもの

- ・事業所の家賃
賃貸契約日の属する月以後6月分の家賃を補助対象とする。対象の物件が事業用と居住用を併用している場合は、面積按分により事業所の家賃を算出する。
- ・リース費用
リース契約日の属する月以後6月分のリース費用を補助対象とする。
- ・旅費
目的が創業等に際して必要なもので、行先や旅費内訳が明確なものについて補助対象とする。

支援規模

▼補助額

補助の対象となる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額で、限度額は50万円

対象者の詳細

- ※下記の全ての条件を満たす必要があります。
- ・伊豆の国市内において創業若しくは事業承継した者
 - ・伊豆の国創業塾を修了した者
 - ・創業の日から1年を経過していないこと
 - ・市町村税の滞納がないこと
 - ・この補助金の交付を受けていないこと
 - ・他に同様な補助金等を受けていないこと

対象地域



お問い合わせ

農業商工課
〒410-2396静岡県伊豆の国市田京299-6 伊豆の国市役所大仁庁舎2階
電話番号：0558-76-8003



「世田谷区建設業人材育成支援事業補助金」のご案内

募集期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目的

区内で建設業を営む中小企業者や建設団体が、事業承継や後継者育成、技術力の向上を図る取り組みを行うにあたって、係る経費の一部を補助します。

支援内容

建設業の事業承継や後継者の育成、技術力の向上を目的とした取り組みに係る経費を補助します。

支援規模

▼研修会・講習会等に係る経費の補助

研修会や講習会を開催する場合に、講師謝礼や会場使用料、教材費等の経費の一部を補助します。
限度額 10万円/回

▼国家資格の受験手数料の補助

従業員が建設に関連した国家資格を取得した場合に、受験手数料の一部を補助します。
限度額 1万円/一従業員

対象者の詳細

▼団体

次の団体又は事業者

世田谷区建設団体防災協議会、世田谷建設協会、世田谷電設工業会、世田谷陸水会、玉川建築組合、東京都建設組合世田谷支部、首都圏建設産業ユニオン世田谷支部、東京土建一般労働組合世田谷支部、世田谷区住宅相談連絡協議会、世田谷住相協建設協同組合、東京世田谷電設工業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷東支部、世田谷都市開発建設協会、世田谷建設協同組合、（一般社団法人）東京都中小建設業協会世田谷支部、（公益社団法人）東京中小建築業協会世田谷支部、世田谷建築組合、（一般社団法人）東京都建築士事務所協会世田谷支部、東京都左官職組合連合会世田谷支部、東京都瓦工事職能組合世田谷支部、東京都塗装工業協同組合世田谷支部、世田谷測量設計業協議会、世田谷管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷西支部、（一般社団法人）世田谷造園協会の会

▼事業者

以下の全てを満たしている者。

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であること。
- ・日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）に掲げる「D建設業」であること。
- ・区内に事業所があること。
- ・区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- ・法人事業税及び法人住民税を滞納していないこと。

対象地域



お問い合わせ

世田谷区 経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F

TEL：03-3411-6662（直通） FAX：03-3411-6635



豊田市中心企業経営力高度化事業補助金

募集期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目的

令和3年度から、全業種の中小企業者を対象に、補助限度額20～30万円（例外あり）、補助率2分の1で、5つの事業（人材育成、人材確保、販路拡大、BCP策定、事業承継・M&A）を支援する制度を創設しました。

支援内容

▼補助事業一覧

補助率はいずれの事業も2分の1

(1) 人材育成事業（補助限度額：20万円、補助率 2分の1）

- ・補助対象事業
経営力の強化又は技術力の向上に資すると市長が認めた研修に参加する事業
- ・補助対象外事業
豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしている研修等に参加する事業
- ・補助対象経費
受講料及び教材費（ただし、市内の事業所に勤務する従業員に係る受講料及び教材費に限る）、外部講師を招いて社内研修を実施する場合の経費（講師謝礼、教材費、印刷製本費、会場借上料（備品使用料等を含む。）、広告宣伝費、通信運搬費、研修負担金）。

・補助限度額

20万円（はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去3か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞した中小企業者は40万円）

(2) 人材確保事業（補助限度額：20万円、補助率 2分の1）

- ・補助対象事業
(1) 合同就職説明会及び合同就職面接会へ参加する事業
(2) 人材確保の強化に繋がるツールを作成する事業
- ・補助対象外事業
豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしている事業
- ・補助対象経費
(1) 会場費（小間料）、オンライン就職説明会の場合の登録料・参加料等、小間装飾費、運搬費、通訳料
(2) 人材確保を目的とした、ホームページの作成・改良、PR動画の作成、パンフレットの作成にかかる経費
- ・補助限度額
20万円（はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去3か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞した中小企業者は40万円）

(3) 販路拡大事業（補助限度額：20万円、補助率 2分の1）

- ・補助対象事業
補助事業者が見本市等（注釈）へ出展する事業
（注釈）取引先及び事業提携先の開拓、受発注の機会の確保等を目的として商品、サービス、製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等
- ・補助対象外事業
ア その場で小売りすることを主目的としたもの
イ 広く一般に公開されていないもの
ウ 豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしているもの
- ・補助対象経費
出展料（オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む）、小間装飾費（オンライン展示商談会のコンテンツデザイン料等を含む）、運搬費、通訳料
- ・補助限度額
20万円（大規模見本市等に出展する事業は30万円、豊田ものづくりブランド推進協議会が認定する技術や製品等に係る出展事業は40万円）

(4) BCP策定事業（補助限度額：30万円、補助率 2分の1）

- ・補助対象事業
BCP（注釈）の策定、改訂
- ・補助限度額
委託費
- (5) 事業承継・M&A事業（補助限度額：30万円、補助率 2分の1）

- ・補助対象事業
(1) 事業承継計画作成（そのための初期診断、課題分析及びコンサルティングを含む。）、企業価値の算出及び知的財産診断
(2) 自社を売却するための専門事業者へのマッチング登録及び仲介委託
- ・補助対象経費
委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成並びに個別具体的な案件に関する訴訟及びトラブル対応に係る費用並びに成功報酬に係る費用を除く。）

対象者の詳細

▼対象

- 市内に本社を置く中小企業者
- ・市内に住所及び事業所を有する個人
- ・市内に主たる事業所（本社）を有する会社

対象地域



お問い合わせ

産業部 産業労働課

〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60 愛知県豊田市役所西庁舎7階

電話番号：0565-34-6641・0565-34-6774

ファクス番号：0565-35-4317



事業承継・引継ぎ支援センターの活動を開始します

募集期間

随時

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年の休廃業等の件数は過去最多となるなど、中小企業の事業承継は喫緊の課題です。こうした中、本年4月1日より、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を行う事業承継・引継ぎ支援センターが活動を開始します。親族内承継や第三者承継（M&A）など幅広い相談に、より柔軟に対応する窓口として、積極的に御活用ください。

支援内容

以下の支援を、無料で実施します※。

1. 事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する御相談
2. 事業承継診断による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
3. 事業承継を進めるための事業承継計画の策定
4. 事業引継ぎにおける譲受／譲渡企業を見つけるためのマッチング支援
5. 経営者保証解除に向けた専門家支援 など

対象者の詳細

事業承継を検討されている方

お問い合わせ

北海道 060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター5F 011-222-3111
青森県 030-0801 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階 017-723-1040
岩手県 020-0875 岩手県盛岡市清水町14番17号 中圭ビル 019-601-5079
宮城県 980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階 022-722-3884
秋田県 010-0951 秋田県秋田市山王2丁目1番40号 田口ビル5階 018-883-3551
山形県 990-8580 山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階 023-647-0663
福島県 963-8005 福島県郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館403号 024-954-4163
茨城県 310-0801 茨城県水戸市桜川1-1-25大同生命水戸ビル9階903 029-284-1601
栃木県 320-0806 栃木県宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階 028-612-4338
群馬県 379-2147 群馬県前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内 027-265-5040
埼玉県 330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館4階 048-711-6326
千葉県 260-0013 千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館 12階 043-305-5272
東京都 100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル6階 03-3283-7555
東京都多摩地域 190-0012 東京都立川市曙町2-38-5立川ビジネスセンタービル12階 立川商工会議所会館内 042-595-9510
神奈川県 231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル12階 045-633-5061
新潟県 950-0078 新潟県新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル19階 025-246-0080
長野県 380-0928 長野市若里1-1-1 長野県工業技術総合センター3階 026-219-3825
山梨県 400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨 3階 055-243-1830
静岡県 420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル7階 054-275-1881
愛知県 460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル6F 052-228-7117
岐阜県 500-8727 岐阜市神田町2丁目2番地 058-214-2940
三重県 514-0004 津市栄町1丁目891 (三重県合同ビル5階) 059-253-3154
富山県 930-0866 富山市高田527 情報ビル2階 076-444-5625
石川県 920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2階 076-256-1031
福井県 918-8580 福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル2階 0776-33-8279
滋賀県 520-0806 滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 9F 077-511-1505
京都府 600-8565 京都府京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター7階 075-353-7120
奈良県 630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3階 0742-93-8815
大阪府 540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-8 06-6944-6257
兵庫県 650-0046 神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館8階 078-303-2299
和歌山県 640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁36 073-499-5221
鳥取県 680-0031 鳥取県鳥取市本町1丁目101 ビジネスサポートオフィスとっとり 0857-20-0072
島根県 690-0886 島根県松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル 0852-33-7501
岡山県 701-1221 岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山 086-286-9708
広島県 730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル 082-555-9993
山口県 753-0077 山口県山口市熊野町1-10 NPYビル 083-902-6977
徳島県 770-8530 徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館1階 088-679-1400
香川県 760-8515 香川県高松市番町二丁目2番2号 高松商工会議所会館1階 087-802-3033
愛媛県 791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 089-948-8511
高知県 780-0870 高知県高知市本町4-1-32 こうち勤労センター4階 088-802-6002
福岡県 812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28福岡商工会議所ビル8階 092-441-6922
佐賀県 840-0826 佐賀県佐賀市白山2-1-12佐賀商工ビル4階・6階 0952-27-7071
長崎県 850-0031 長崎県長崎市桜町4番1号長崎商工会館1階 095-895-7080
熊本県 860-0022 熊本県熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所5階 096-311-5030
大分県 870-0026 大分県大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5階 097-585-5010
宮崎県 880-0811 宮崎県宮崎市錦町1-10 KITENビル7階 0985-72-5151
鹿児島県 892-8588 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル13F 099-225-9534
沖縄県 900-0033 沖縄県那覇市久米2丁目2番10号 那覇商工会議所1階 098-941-1690



事業承継税制

募集期間

2021年3月15日から2023年3月31日まで

目的

事業承継税制とは、中小企業の後継者が先代経営者等からの贈与、相続又は遺贈により取得した非上場株式等に係る贈与税・相続税の一部又は全部の納税が猶予される制度です。

支援内容

▼先代経営者（贈与者・被相続人）の要件の一部

- ・会社の代表者であったこと
- ・贈与者（贈与の時前において会社の代表者であった者に限る）が贈与の直前（贈与者が贈与の直前において会社の代表者でない場合には、贈与者が会社の代表者であった期間内のいずれかの時及び贈与の直前）において、先代経営者（贈与者）と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の過半数を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと
- ・被相続人（相続の開始前において会社の代表者であった者に限る）が相続の開始の直前（被相続人が相続の開始の直前において会社の代表者でない場合には、被相続人が会社の代表者であった期間内のいずれかの時及び相続の開始の直前）において先代経営者（被相続人）と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の過半数を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと
- ・特例措置及び一般措置の認定を受けた贈与を行っていないこと
- ・《贈与のみ》贈与時に代表者を退任していること
- ・《特例措置のみ》特例承継計画に記載された先代経営者であること

対象者の詳細

対象会社の要件の一部

- ・中小企業者であること
 - ※なお、医療法人や社会福祉法人、土業法人、外国会社は法における中小企業者には該当しない
- ・上場会社、風俗営業会社でないこと
- ・資産保有型会社・資産運用型会社でないこと
 - ※ただし、一定の事業実態がある場合には、資産保有型会社・資産運用型会社に該当しないものとみなされる

対象地域



お問い合わせ

産業労働局商工部経営支援課

電話：03-5320-4785、03-5320-4782

年末年始及び土日祝日を除く、平日の9時から17時（12時から13時を除く。）

Email：S0000481@section.metro.tokyo.jp

※Emailでのお問い合わせの場合、件名を「事業承継税制の問い合わせ」として下さい。



岡山市事業承継支援補助金

募集期間

随時

目的

本市内の事業者が事業承継における問題を解決するため、経営状況・経営課題等の把握、事業承継に向けた経営改善、事業承継計画の作成等を行う取組に係る費用に対して、経費の一部を補助します。

これにより、優れた経営資源を持ちながら後継者問題等の課題を抱える中小企業を支援するとともに、技術・サービスや雇用の喪失を防ぎ、地域経済の再活性化を促進します。

支援内容

▼補助対象経費

補助事業実施のために必要となる下記の経費で、かつ、下記の（その他の条件）をすべて満たすものを対象とします。

- ・初期診断
- ・課題分析
- ・コンサルティング
- ・企業価値の算出
- ・事業承継計画の作成

（その他の条件）

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・補助金の申請年度と同一年度に発生した経費で、補助金の交付決定通知を受けたあと、令和3年2月末日までに発生した経費
- ・証拠資料等によって金額が確定できる経費

支援規模

補助率：2/3

限度額：100万円

対象者の詳細

事業承継の戦略策定事業（※）を行う事業者であって、下記の各号のいずれをも満たしている事業者

- (1) 本店登記が本市内にある（個人にあつては本市内に住民登録を行っている）中小企業者であること。
- (2) 別表第1に掲げる業種に属する事業を営む者であること。ただし、別表第2に掲げる業種に属する事業を営む者を除く。
- (3) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (4) 確定申告を一期以上行っており、市税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア みなし大企業者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に規定する業種を営む者

ウ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団

エ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員

オ 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているもの

カ 市長が不適当と認めるもの

対象地域



お問い合わせ

産業観光局商工部産業振興・雇用推進課中小企業振興室

所在地: 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 [所在地の地図]

電話: 086-803-1325 ファクス: 086-803-1738



経営革新型事業承継応援事業費

募集期間

2020年4月22日から2023年3月31日まで

目的

事業承継を契機として新分野進出などの経営革新に取り組む事業者を支援するため、経営革新のための経営計画の策定に必要な調査や専門家指導に要する費用の一部を助成します。

支援内容

(助成対象事業)

この助成金の交付の対象とする事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象者が行う事業承継を契機とした経営革新を行う際の経営計画策定に必要な経費とし、助成事業が、国、県及び市町村の他の補助金等を活用する事業でないこと。

2 助成対象者が行う事業承継は、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業承継を行った又は行うことを予定している場合であり、代表者の交代を伴う事業承継で、その形態が次のいずれかに該当すること。

ア 法人における退任、就任を伴う代表者交代による事業承継

イ 法人間における事業の引継ぎ（吸収合併、新設合併、吸収分割、事業譲渡、株式交換、株式移転、株式譲渡）を行う事業承継

ウ 個人事業主からの事業譲渡による個人事業主、法人への事業承継

ただし、法人への事業譲渡の場合で、被承継者の個人事業主と承継者の法人の代表者が同一人物の場合は、助成事業の対象外とする。

エ 法人からの事業譲渡による個人事業主への事業承継

支援規模

助成額30万円以内

助成率1/2以内

ただし、助成対象経費は10万円以上となること。

対象者の詳細

事業承継を契機に経営革新を行う中小企業者（みなし大企業を除く）で、以下のいずれにも該当する者

- ① 新潟県内に本社を置き事業を営んでいる又は営むことを予定していること
個人事業主の場合は新潟県内に居住し事業を営んでいる又は営むことを予定していること
- ② 平成31年4月1日から令和5年3月31日の間に事業承継※を行った又は行うことを予定していること
- ③ 新潟県税の滞納がないこと
- ④ 助成対象者又はその法人の役員が反社会的勢力との関係を有していないこと
- ⑤ 公序良俗に問題のある事業等を営む者でないこと

※対象となる事業承継の形態

- ・ 法人における退任、就任を伴う代表者交代による事業承継
- ・ 法人間における事業の引継ぎ（吸収合併、新設合併、吸収分割、事業譲渡、株式交換、株式移転、株式譲渡）を行う事業承継
- ・ 個人事業主からの事業譲渡による個人事業主、法人への事業承継。
ただし、法人への事業譲渡の場合で被承継者の個人事業主と承継者の法人の代表者が同一人物の場合は対象外。
- ・ 法人からの事業譲渡による個人事業主への事業承継

対象地域



お問い合わせ

企画チーム

kikaku@nico.or.jp

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1万代島ビル9F

お電話によるお問い合わせ 025-246-0038(TEL)

FAXによるお問い合わせ 025-246-0030(FAX)



横浜市 事業承継・M&A支援事業助成

募集期間

令和2年2月14日まで

目的

事業承継を円滑に進めるためには、相当な準備期間と自社の状況に応じた適切で着実な取組が必要です。そこで、後継者問題等の課題を解決するため専門事業者に支払う費用の一部を助成します。

支援内容

■助成対象事業

令和2年2月28日までに事業が完了する経費で、事業開始前に申請した以下の事業とします。

(1) 事業承継の戦略策定

内容：初期診断、課題分析・コンサルティング、事業承継計画の作成、企業価値の算出

(2) M&Aの仲介委託等

内容：仲介・マッチングの登録、仲介委託契約等

■助成対象経費

専門事業者（税理士事務所、会計事務所、コンサルティング会社、M&A仲介業者等）に対し、事業承継等を目的として、上記(1)~(2)の事業を委託する経費とします。（令和2年2月末までに支払が完了するもの）

国内消費税、顧問料等、官公庁等の手続及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用や、過去及び当該年度において、同一案件で同種の助成を受けている場合は対象となりません。

また、M&A等の成立時に支払う成功報酬に係る費用等は対象外です。

支援規模

助成率：1／2

助成限度額：50万円

※助成率：助成対象事業に要した総経費に対する助成額の割合（千円未満は切捨て）

対象者の詳細

横浜市内に本社を置き、自社の事業承継またはM&A（売却側）を実施しようとする中小企業

対象地域



お問い合わせ

横浜市 経済局中小企業振興部経営・創業支援課

電話：045-671-3828ファクス：045-664-4867

メールアドレス：ke-keiei@city.yokohama.jp



商店街新規出店・開業等支援事業助成金（商店街空き店舗再生支援事業）

募集期間

随時

目的

商店街・小売市場の空き店舗への新規出店や地域コミュニティ施設の設置、商店街に必要な業種を誘致する取組みや商店街活性化プランに基づく事業承継等の事業を支援します。

支援内容

商店街・小売市場において空き店舗等を活用する次の事業について助成します。

●対象事業：

商店街等が空き店舗を借り上げ、商店街に必要な業種等の魅力ある出店者の誘致を図る事業

●対象経費：

店舗賃借料、店舗改装費、広報宣伝費等運営費、コンサル委託料、専門家派遣経費、住宅改修費、引っ越し費用

支援規模

●助成額：

対象経費の2分の1以内（1年目200万円、2年目75万円、3年目75万円）

対象期間

●助成期間：3年以内

対象者の詳細

●助成対象者：

商店街・小売市場、商工会、商工会議所、市町、まちづくり会社

対象地域



お問い合わせ

経営推進部 経営・商業支援課

Tel.078-977-9116 Fax.078-977-9119



商店街新規出店・開業等支援事業補助金

募集期間

随時

目的

商店街・小売市場の空き店舗への新規出店や地域コミュニティ施設の設置、商店街に必要な業種を誘致する取組みや商店街活性化プランに基づく事業承継等の事業を支援します。

支援内容

商店街の空き店舗を活用した新規出店・開業

(店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費)

支援規模

3分の1以内 (補助限度額：1年目1,500千円、2年目500千円、3年目500千円)

対象者の詳細

開業希望者

対象地域



お問い合わせ

経営推進部 経営・商業支援課

Tel.078-977-9116 Fax.078-977-9119



事業承継支援(かごしま中小企業支援ネットワーク)

募集期間

随時

目的

鹿児島県事業承継支援事務局では、事業承継でお困りの中小企業・小規模事業者に対して、事業承継・経営改善などの実務に精通し「かごしま中小企業支援ネットワーク」に登録されている専門家（税理士、中小企業診断士、弁護士など）を複数回派遣して、円滑な事業承継をサポートしています。

支援内容

事業承継でお困りの中小企業・小規模事業者に対して、事業承継・経営改善などの実務に精通し「かごしま中小企業支援ネットワーク」に登録されている専門家（税理士、中小企業診断士、弁護士など）を複数回派遣して、円滑な事業承継をサポートいたします。

支援規模

派遣の対象となるテーマ例

- ・事業承継に係る税務、法務について相談したい
- ・引き継ぐ前に経営基盤を固めたい
- ・後継者育成に取り組みたい
- ・事業承継計画を作成したい など

対象者の詳細

次の要件をすべて満たす中小企業者

1. 事業承継に向けた早期かつ計画的な準備や課題解決を目指す意欲があること
2. 専門家派遣により、支援の効果が期待できること

対象地域



お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部経営金融課

電話番号：099-286-2951

ホームページ：<http://www.pref.kagoshima.jp/af02/shiennetwork-shoukei.html>

※詳細は『公益財団法人かごしま産業支援センター』のホームページ内にご覧いただけます【事業承継支援】を検索ください。



週末起業・事業承継相談会の開催

募集期間

随時

目的

三木市中小企業サポートセンターでは、創業希望者、第二創業、事業承継を考えている中小企業者・小規模事業者などを対象に、毎月第2土曜日に中小企業診断士等による無料の週末起業・事業承継相談会（個別相談）を開催します。

支援内容

▼起業相談

創業、第二創業（新規事業展開）、ビジネスプラン（事業計画・資金計画）、会社設立、創業手続き（許認可届出）、創業融資、創業補助金などに関する無料個別相談

※特定創業支援事業（創業者に対して行う経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの地域が身につく継続的な個別相談・セミナー）にも繋がっていきます。

▼事業承継相談

事業承継、後継者問題、後継者育成、M&A、スモールM&A、事業承継計画、特例承継計画、事業承継に関する資金繰り、その他中小企業施策（補助金・融資・計画）などに関する無料個別相談

※親族内承継、親族外承継（役員・従業員承継）、第三者承継（M&A）の事業承継の種類別にも相談に応じます。

対象者の詳細

市内の創業・開業希望の方

創業後5年未満の方、第二創業（新規事業展開）を考えている中小企業者・小規模事業者の方

市内の事業承継・後継者育成を考えている、後継者問題を抱えている中小企業者・小規模事業者の方

対象地域



お問い合わせ

三木市中小企業サポートセンター（火曜日～土曜日）
〒673-0433 三木市福井1933番地の12 サンライフ三木2階
TEL 0794-70-8008 FAX 0794-70-8009

三木市産業振興部商工振興課商工振興係（センター運営）
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
TEL 0794-82-2000 内2234 FAX 0794-82-9728